

鈴鹿市公告第60号

磯山Ⅱ-②調査区内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年11月28日

鈴鹿市長 末松則子

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和7年11月29日から同年12月18日まで（11月30日、12月6日、同月13日及び同月14日を除く。）の午前9時30分から午後4時までの間とする。

3 閲覧場所

（1） 令和7年11月29日、同年12月2日、同月5日、同月7日及び同月10日

鈴鹿市立栄公民館

（2） 前項に掲げる閲覧期間中前号に掲げる期間以外の期間

鈴鹿市役所本館8階土木総務課

4 訂正の申出

（1） 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

（2） 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付するものとする。